

標柱七号から二八七度一分四九秒

八号

○・一六メートルの地点

九号

標柱八号から二五七度四分二一秒

十号

二・三六九メートルの地点

十一号

標柱九号から三二四度四分五四秒

十二号

一・六九八メートルの地点

十三号

標柱十号から三〇三度四二分三六秒

十四号

一三・六三八メートルの地点

十五号

標柱十一号から三四四度五一一分一〇秒

十六号

三・五四〇メートルの地点

十七号

口 新潟県新発田市滝谷字柳沢地内二級基準点

十八号

二〇三を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十三号から十七号までを順次結んだ線

十九号

及び標柱十三号と十七号を平成三十年国土交

二十号

通省告示第十三百七十七号で指定した土地の

二十一号

境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区

二十二号

域

二十三号

基準点から三二八度三七分六秒

二十四号

標柱十三号から三二二度〇分一四秒

二十五号

標柱十四号から三三九度一〇分二八秒

二十六号

六・〇九五メートルの地点

二十七号

標柱十五号から五二度四一分二秒

二十八号

四・四五五メートルの地点

二十九号

七・四三八メートルの地点

三十号

○国土交通省告示第千五百四十六号
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を令和三年十二月九日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

三 適性診断の種類
一 有限会社小林物流
二 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市滑川字十貫内二番地一

基準点から三二八度三七分六秒

一三六・五五二メートルの地点

標柱十三号から三二二度〇分一四秒

一一・七三二メートルの地点

標柱十四号から三三九度一〇分二八秒

六・〇九五メートルの地点

標柱十五号から五二度四一分二秒

四・四五五メートルの地点

七・四三八メートルの地点

○国土交通省告示第千五百四十六号
旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を令和三年十二月九日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

○国土交通省告示第千五百四十七号
貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条规定に基づく国土交通大臣が認定する講習を令和三年十二月九日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和三年十二月二十四日

一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条规定に基づく国土交通大臣が認定する講習を令和三年十二月九日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和三年十二月二十四日

○国土交通省告示第千五百四十八号
貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条规定に基づく国土交通大臣が認定する講習を令和三年十二月九日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和三年十二月二十四日

○国土交通省告示第千五百四十九号
貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条规定に基づく国土交通大臣が認定する講習を令和三年十二月九日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和三年十二月二十四日

○国土交通省告示第千五百五十号
高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係方面は、令和三年十二月二十四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

○国土交通省告示第千五百五十一号
特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二 安全規則第二十三条第一項の規定による講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

二 安全規則第二十三条第一項及び第二十一条第一項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

三 安全規則第二十四条第一項の規定による講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

四 安全規則第三十一条第二項の規定による講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

五 安全規則第三十二条第二項の規定による講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

六 安全規則第三十三条第一項及び第二十一条第一項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

七 安全規則第三十四条第一項及び第二十一条第一項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

八 安全規則第三十五条第一項及び第二十一条第一項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

九 安全規則第三十六条第一項及び第二十一条第一項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

十 安全規則第三十七条第一項及び第二十一条第一項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習
一 名称
1 サントリーロジスティクス株式会社
主たる事務所の所在地
大阪市北区堂島浜二丁目二番二十八号

3 講習の種類
一 基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づく、同規則第十二条の規定に基づく、次のとおり告示する。

第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づく、同規則第十二条の規定に基づく、次のとおり告示する。
令和三年十二月二十四日

二 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

三 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

四 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

五 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

六 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

七 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

八 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

九 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

十 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

十一 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

十二 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

十三 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

十四 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

十五 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

十六 講習の種類
一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安

全規則」という。）第二十三条第一項の規定によ
る講習

（図面省略）

その関係方面は、近畿地方整備局及び大和川河川事務所に備え置いて総覧に供する。

